

## 第5章 地域福祉にかかる施策の展開

---

## 1 地域共生社会の実現を目指すネットワークの構築

多様で複雑化した地域福祉の課題を効果的かつ効率的に解決できるよう、市民、各種専門職、行政等が、それぞれの役割を尊重し、持てる力を最大限に発揮するための連携体制を構築するとともに、全ての住民の権利が尊重される仕組みづくりを目指します。

### 【具体的な施策・取組】

#### 1-1 地域福祉に関する啓発（情報発信）

##### <市民の取組>

- ・地域共生社会の理念を理解し、地域福祉活動や近隣での見守りなど、市民の主体的な支え合いを進め、安心して暮らせる地域を目指します。

##### 行政・社協の取組

##### ○「地域共生」の理念の周知

- ▶年齢、性別、障害の有無等に関わらず、全ての市民が「自助」や「互助」の重要性や地域の課題に対し、当事者として向き合うことの必要性を理解するように、市民一人ひとりの暮らしと生きがいを地域で共につくっていく「地域共生」の理念を、さまざまな機会を利用して周知していきます。

【市（福祉総務課）、社協】

#### 1-2 分野を超えた包括的なネットワークの構築

##### <市民の取組>

- ・地域住民同士であいさつや声かけなどを行い、近隣との関係を深めます。
- ・自治会、民生委員・児童委員、地域活動団体などは、互いに連携をとり、誰もが安心して暮らせる地域づくりに努めます。
- ・高齢者、障害のある人、文化や習慣が異なる外国の人など地域で困っている人を早期発見、早期対応することができるよう協力します。
- ・医療、介護、保健、福祉に関わらず、地域住民の生活に関わるさまざまな分野や立場の専門職種は、多様で複合化する地域課題の解決に向けて、連携・協力することを意識します。

## 行政・社協の取組

### ○地域の課題解決を目指し、市民が主体的に活動するための基盤づくり

- ▶市民会議を、地域の福祉課題解決のための活動組織であるとともに、各地域における活動の企画提案・支援も行う組織として位置づけ、その活動を支援します。

【市（福祉総務課）、社協】

- ▶地区社協や現在形成を推進している（仮称）まちづくり協議会を、多様な地域課題解決を目指し、市民が主体的に活動するための基盤として位置づけ、その運営・活動に必要な支援、未設置地区における立ち上げ支援を行うとともに、活動への参加等を通じて地域課題の把握に努めます。

【市（福祉総務課、地域コミュニティ課）、社協】

### ○地域包括ケアシステムの深化・推進

- ▶介護を必要とする人、認知症の人、障害のある人、ひとり暮らし高齢者、子育て家庭、外国人市民等が、地域で安心して暮らせるよう、サービスの基盤整備を促進するとともに、医療、介護、介護予防、生活支援、住まい等を一体化して提供する地域特性に合った地域包括ケアシステムの構築を進めます。

【市（福祉総務課、介護高齢課（介護予防支援室）、地域包括支援センター、障害福祉課、子ども未来課、子育て支援課（子ども総合相談センター）、保健医療課等）、社協】

### ○生活支援体制の整備

- ▶多様な日常生活上の支援体制の強化及び高齢者等の社会参加を推進するため「生活支援体制整備事業」に取り組みます。

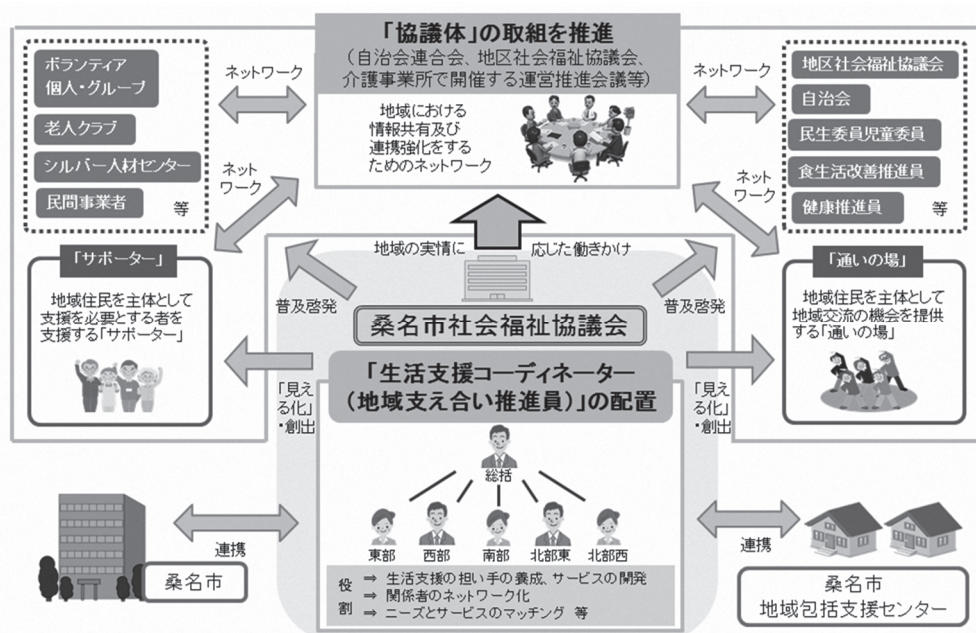
#### ＜生活支援コーディネーターの配置＞

社会福祉協議会に委託し、市全体を区域にする第1層と日常生活圏域に相当する第2層で生活支援コーディネーターを配置し、地域住民を主体とした「サポーター」、「通いの場」について、見える化と創出に取り組むとともに、地域における関係者間のネットワーク構築を行っていきます。

#### ＜協議体の設置＞

生活支援体制の中核的なネットワークとして「協議体」を設置し、地域における情報共有や連携・協働を推進します。第1層では、桑名市地域包括ケアシステム推進協議会を「協議体」として活用しています。また、第2層では、地区社協や（仮称）まちづくり協議会等を単位として、「協議体」の設置に取り組み、各地域の実情に応じた働きかけを行っていきます。

【桑名市における「生活支援体制整備事業」の基本的な方針】



【市（介護高齢課(介護予防支援室)、地域包括支援センター）、社協】

## ○地域を見守るネットワークの充実

▶あらゆる地域住民が孤立することを防止し、支援が必要な人を早期に発見して適切な援助に結びつけることを目的に、既存の見守りネットワークを中心に、地域の見守り体制の充実を図ります。

### ① 桑名市地域共生社会に向けた見守り協力事業の充実

多様化・複雑化している地域生活における課題に対応するため、民生委員・児童委員、自治会、老人クラブのほか、民間事業者等の協力を得て、支援を必要とする高齢者、障害のある人、子ども、子育て家庭等における異変を早期に発見して適切に支援することを目的とした見守り協力事業の充実を図ります。

【市（介護高齢課(介護予防支援室)、地域包括支援センター、障害福祉課、環境安全課(生活安全対策室)、教育委員会学校支援課等）、社協】

### ② 桑名市徘徊SOS緊急ネットワーク事業の充実

徘徊による行方不明者の事故を防止するため、家族等の連絡により、地域包括支援センターまたは介護高齢課(介護予防支援室)から協力事業所や近隣市町へ行方不明の情報がFAXにて送信され、早期発見・保護するネットワーク事業の充実を図ります。

【市（介護高齢課(介護予防支援室)、地域包括支援センター等）】

### 1-3 権利擁護の推進

#### <市民の取組>

- ・成年後見制度をはじめ権利擁護に関する制度の理解をし、市民の立場でできることを積極的に取り組みます。
- ・判断能力が十分でない人等に対する見守りを行い、必要に応じ、専門機関へつなぎます。
- ・高齢者、障害のある人、子どもなどに対する虐待を見逃さないようにし、必要に応じ、市へ通報します。
- ・日本人市民と外国人市民が、お互いに地域を支える一員であることを認識して、共に地域づくりを進めます。

#### 行政・社協の取組

##### ○成年後見制度の周知

- ▶認知症や障害のために判断能力が十分でない人が不利益を被らないよう支援する成年後見制度について周知を図ります。

【市（介護高齢課(介護予防支援室)、障害福祉課）、社協】

##### ○桑名市福祉後見サポートセンターにおける制度利用に関する支援等

- ▶桑名市地域包括ケア計画の中にある成年後見制度利用促進基本計画に基づき、桑名市福祉後見サポートセンター（運営：社協）において制度利用に関する支援を行います。

【市（介護高齢課(介護予防支援室)、障害福祉課）、社協】

##### ○日常生活自立支援事業の周知

- ▶生活支援員による福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う日常生活自立支援事業（実施：社協）について、事業の周知を図ります。

【市（介護高齢課(介護予防支援室)、障害福祉課）、社協】

##### ○市民後見制度の普及と市民後見人の育成

- ▶成年後見制度のニーズに対応できるよう、親族や弁護士、司法書士などの専門職以外の市民が後見制度等の研修を受け、知識・倫理観を取得した上で、第三者の後見人となる市民後見制度の普及と、市民後見人の育成を図ります。

【市（介護高齢課(介護予防支援室)、障害福祉課）、社協】

### ○人権侵害に関する理解と人権啓発の推進

---

- ▶高齢者や子ども、障害のある人に対する虐待、配偶者や恋人等への暴力、また、女性、外国人、同和地区への差別は人権侵害であることを、全ての市民が理解し、人権尊重に対する認識を深められるよう、広報活動をはじめ、さまざまな機会を活用して人権啓発を進めていきます。

【市(全庁)、社協】

### ○虐待防止ネットワークの充実

---

- ▶高齢者、障害のある人、子どもなどへの虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワークの充実を図り、虐待の早期発見・予防に取り組むとともに、虐待が発生した場合の権利擁護を含めた問題解決のため、関係機関の連携を強化します。

【市（介護高齢課(介護予防支援室)、地域包括支援センター、障害福祉課、子育て支援課(子ども総合相談センター))、社協】

### ○地域における多文化共生の推進

---

- ▶外国人市民が各種行政サービスなど制度の内容を理解し、必要な医療、介護、保健、福祉等のサービスを日本人市民と同様に受給できるよう、多言語による情報提供の充実を図ります。また、外国人市民が、より生活に密着した地域の情報を入手することができるとともに、地域活性化の担い手として、さまざまな地域活動へ参画できるよう、地域の各種団体、学校等の連携のもと、人を介した情報伝達の仕組みづくりを進めます。

【市（まちづくり推進課(女性活躍・多文化共生推進室)、福祉総務課、介護高齢課(介護予防支援室)、子ども未来課等)、社協】

## 2 地域における的確な情報提供と相談支援体制の確立

公的な福祉サービスや市民主体の生活支援サービスなどの支えを要する人が、地域で安心して生活を送るためには、自らサービスを選択し、自分に合ったサービスを受けることができるよう情報を入手する必要があります。必要なときに必要な情報が入手できるよう情報提供の充実を図るとともに、身近なところで気軽に相談支援が受けられる体制づくりを進めます。

### 【具体的な施策・取組】

#### 2-1 生活に関する情報提供の充実

##### <市民の取組>

- ・市の広報紙やホームページなどの情報媒体を積極的に活用して日常生活に必要な情報の収集に努めるとともに、福祉サービスなどの必要な情報が必要な人に届くよう、市民の交流を深めます。
- ・地域の行事や通いの場などの情報提供の場づくりに努めます。

#### 行政・社協の取組

##### ○広報紙、ホームページ、各種ガイドブックなどを通じた情報提供の充実

- ▶広報紙、ホームページ、各種ガイドブックなどを通して情報提供を行うとともに、公共施設に加え、必要に応じて民間の店舗や公共交通機関にも協力を依頼し、身近な場所で情報が得られるよう工夫していきます。また、制度やサービス利用の複雑な情報について、概要を作成し、イラストなどを用いた見やすい内容とするなど、わかりやすく伝える工夫をしていきます。

【市（全庁）、社協】

##### ○地域の団体等を通じた人を介する情報提供の充実

- ▶ひとり暮らし高齢者などに対し、福祉サービスに関する情報を伝えるには、広報やホームページだけではなく、人を介した伝達が有効です。情報媒体の充実を図るとともに、地域の団体等を通じた人を介する情報提供の充実に努めます。

【市（全庁）、社協】

##### ○手話通訳者・要約筆記者、点訳者などの養成

- ▶手話通訳者・要約筆記者、点訳者などのボランティアの養成を図るとともに、身近なマンパワーの活用により、情報提供の充実を推進します。

【市（障害福祉課）、社協】

## 2-2 総合的な相談支援体制の充実

### <市民の取組>

- ・困っている人が一人で抱え込んだりしないよう、ちょっとした悩みや不安を打ち明けられるような近所付き合いを心がけます。
- ・近隣で支援を必要とする人に、各相談窓口や民生委員・児童委員などに気軽に相談するよう勧めます。
- ・市の広報紙やホームページなどを活用し、各相談窓口の把握に努めます。

### 行政・社協の取組

#### ○生活圏における包括的な相談支援体制の充実

- ▶地区社協、(仮称)まちづくり協議会等との連携のもと、地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を図る仕組みづくりを進めます。さらに、地域住民等が把握した地域課題のうち複合化・複雑化した課題に対応するための多機関の協働による総合的な相談支援体制の構築を目指します。

【市（福祉総務課等）、社協】

#### ○困難なケースに対応する包括的な相談支援体制の充実

- ▶高齢の親と障害のある子が同居している世帯、介護と育児に同時に直面する世帯など、福祉課題が複合化・複雑化しています。本市では、「福祉なんでも相談センター」を開設し、高齢者、障害のある人、子ども、生活困窮者など福祉分野における包括的な相談支援を実施しています。今後も既存の枠組みでは適切な解決策を講じることが困難なケースに対応する包括的な相談支援体制の充実を図っていきます。

【市（福祉総務課、介護高齢課(介護予防支援室)、地域包括支援センター、障害福祉課、子ども未来課、子育て支援課(子ども総合相談センター)、保健医療課等）、社協】



## 2-3 福祉サービス等の利用支援の充実

### <市民の取組>

- ・地域でできる見守りや支え合い活動に積極的に参加します。
- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯など日常生活において軽易な手助けを必要としていることに対し、既存のボランティアなどと協力して支援します。

### 行政・社協の取組

#### ○既存のサービスでは対応できないニーズに対する福祉サービスの展開

- ▶ひとり暮らしの高齢者や障害のある人、孤立している子育て中の親など、地域の課題が複雑化する中、話し相手、安否確認、ごみ出しなどの短時間で行える生活支援サービスのニーズが高まっています。既存のサービスでは対応できないニーズについて、住民同士の支え合いによる支援など、市民と行政の協働により、地域の現状に即したサービスを展開していきます。

【市（介護高齢課(介護予防支援室)、障害福祉課、子ども未来課、子育て支援課等）、社協】

#### ○伴走型支援体制の構築

- ▶本市における社会資源の状況や市民のニーズを把握しながら、専門多職種が連携・協働して、困りごとを抱えた人と継続的につながり、関わりながら、本人と周囲との関係を広げていく伴走型の支援体制の構築を目指します。

【市（全庁）、社協】

### 3 地域における安全・安心の体制づくり

東日本大震災をはじめ、多発する自然災害の教訓として、普段から市民一人ひとりが自分たちの住むまちを自分たちが守るという意識を持つことが重要であると改めて認識させられました。誰もが、地域で安心して暮らしていくために、防災知識の普及・啓発を図るとともに、住民同士の助け合いをベースとした災害時に支援を要する人への対策の確立など、市民と行政の連携による防災体制の充実を図ります。

#### 【具体的な施策・取組】

##### 3-1 災害時に備えた体制づくり

###### <市民の取組>

- ・地域の防災について関心を持ち、自分の命は自分で守るという「自助」意識を身につけるとともに、防災訓練等に積極的に参加することにより、地域で助け合うという「共助（互助）」の考えを理解します。
- ・日頃の近所付き合いなどで、避難に支援が必要だと思われる人を把握します。

###### 行政・社協の取組

###### ○市民と行政の協働による自主防災組織の充実

- ▶災害が起きた際、被災者の救出・救護や消火等の初動体制を地域で取ることができるよう、市民と行政の協働により、自主防災組織の充実を図るとともに、防災リーダーとなる人材を養成します。

【市（防災・危機管理課）】

###### ○避難時に支援を必要とする避難行動要支援者の把握

- ▶ひとり暮らしの高齢者や障害のある人などが災害時に支援を受けられるよう、民生委員・児童委員と自主防災組織を中心に個人情報保護に留意しながら、避難時に支援を必要とする避難行動要支援者の把握を行います。また、地域住民による日常的なあいさつや地域活動を通じた隣近所の避難行動要支援者の把握を推進していきます。

【市（防災・危機管理課、介護高齢課(介護予防支援室)、障害福祉課等）、社協】

###### ○避難行動要支援者が参加できる防災訓練の検討

- ▶避難行動要支援者の避難に関する訓練ができる防災訓練の実施を検討するとともに、避難行動要支援者自身の訓練参加を促進します。

【市（防災・危機管理課）】

#### ○市民と行政の協働による危険箇所の把握

- ▶地域の危険箇所を市民の視点で把握し、災害時における被害を最低限に抑えられるよう、市民と行政の協働による地域の防災・減災対策を進めます。また、桑名市地域防災計画に、できる限り市民の意見が反映されるよう配慮します。

【市（防災・危機管理課）】

### 3-2 要支援者の支援方策の充実

#### ＜市民の取組＞

- ・災害の発生を想定して、平時から地域の関係機関や行政等との円滑な連携体制を築きます。
- ・災害時には、高齢者、障害のある人、子どもやその親、外国人などに理解を示し、必要な手助けができる体制をつくります。

#### 行政・社協の取組

#### ○地域の支援者と福祉サービス提供事業者による支援体制の構築

- ▶災害発生時に避難誘導等の支援を必要とする高齢者や障害のある人などの把握に努めるとともに、災害情報や避難所開設情報等を円滑に伝達できるよう、自主防災組織、民生委員・児童委員、消防団等、地域の支援者と介護支援専門員等の福祉サービス提供事業者による支援体制の構築を防災部局、福祉部局、消防関係機関が連携しながら進めます。

【市（防災・危機管理課、介護高齢課(介護予防支援室)、障害福祉課等）、社協】

#### ○福祉避難所の拡充

- ▶災害時に要介護者、集団生活が困難な障害のある人などが安心して避難生活を送れるよう地域の社会福祉施設等と協定を結び、福祉避難所の拡充に努めます。

【市（防災・危機管理課）、社協】

#### ○避難所で生活する要支援者に対する支援

- ▶避難所で生活する要支援者に対し、自主防災組織、ボランティア等との連携のもと、各種救援活動を行います。

【市（防災・危機管理課、福祉総務課等）、社協】

### 3-3 地域における防犯体制の強化

#### <市民の取組>

- ・ 日常的なあいさつなど積極的に子どもへの声かけをするとともに、登下校の子どもの見守りなどに参加し、子どもの安全確保に努めます。
- ・ 地域住民が一丸となり、地域の防犯活動、防犯パトロールに取り組みます。

#### 行政・社協の取組

##### ○地域の各種団体等の連携による登下校時等の見守り

- ▶ 子どもが巻き込まれる事故や犯罪を防止するため、学校を中心とした地域の各種団体等の連携による登下校時等の見守りを実施します。

【市（教育委員会学校支援課、環境安全課(生活安全対策室)）】

##### ○地域における自主防犯活動の強化

- ▶ 地域における自主防犯団体の結成を支援するとともに、個人による地域の見守り活動の活性化を促進します。また、事業所等の参画を促進し、地域防犯活動の強化を進めます。

【市（環境安全課(生活安全対策室)）】

## 4 地域を支える人材の育成

地域の担い手を育てるためには、誰もが自分の住んでいる地域に愛着を感じ、そこに住む人がお互いを知ることが大切です。このため、さまざまな交流の機会づくりを進め、ふだんからの見守りやいざといったときの身近な支援ができるような地域のつながりを築いていきます。

### 【具体的な施策・取組】

#### 4-1 福祉教育の推進

##### <市民の取組>

- ・日常的なあいさつを交わし、互いに顔が見えるつきあいをすることによって市民同士の交流を育み、地域活動の活性化につなげます。
- ・積極的に福祉について学び、得られた知識・経験を、地域における自主的な活動に生かしていきます。

##### 行政・社協の取組

##### ○あいさつ運動の推進

- ▶地域で支え合う気持ちは、市民が地域に関心をもち、地域の人を知ることによって生まれます。まずはあいさつを交わし、お互いの顔をおぼえることが必要となるため、地域のなかでのあいさつ運動を進めます。

【市（教育委員会学校支援課、福祉総務課等）、社協】

##### ○学校における福祉教育の推進

- ▶小中学校における総合的な学習の時間や道德等の授業において、福祉やボランティア活動をテーマに取り上げ、児童・生徒の地域福祉に関する意識を高めていきます。また、地域で福祉活動をしている人等を講師に招く等、地域に着目した内容とします。

【市（教育委員会学校支援課）、社協】

- ▶地域の団体、障害のある人など、さまざまな人と連携し、子どもたちが福祉の現場を肌で感じられるような福祉教育のメニューづくりなどに協力するとともに、体験や交流活動を通して福祉の心を育てることを目的に、福祉協力校への助成を実施していきます。

【市（教育委員会学校支援課）、社協】

#### ○生涯学習における福祉教育の推進

- ▶生涯学習で学んだ知識や経験を地域活動に生かせるような取組を市民と行政の協働で進めます。

【市（生涯学習・スポーツ課）、社協】

### 4-2 活動に取り組むきっかけづくり

#### <市民の取組>

- ・ボランティアや地域活動に参加している市民は、活動の楽しさや魅力を積極的に発信するよう努めます。
- ・生活や仕事を通して培ってきた技術や経験を地域活動に役立て、次の世代に継承していきます。

#### 行政・社協の取組

#### ○地域活動等の「見える化」の推進

- ▶市民主体の地域活動の立ち上げや運営が円滑に進むよう、利用できる既存施設、先進的に活動しているボランティアの活動内容等の「見える化」を積極的行います。

【市（福祉総務課）、社協】

#### ○ボランティア情報提供の充実

- ▶ボランティア情報について、市や社協の広報紙、ホームページ等を活用して提供し、さまざまな機会にボランティア活動への参加を呼びかけていきます。

【市（福祉総務課）、社協】

#### ○介護支援ボランティア制度の普及

- ▶介護保険関連施設等において高齢者が行うボランティア活動の実績を評価した上でポイントを付与し、そのポイントに応じた交付金を交付する介護支援ボランティア制度を、より多くの高齢者が利用するよう普及に努めます。

【市（介護高齢課(介護予防支援室)）、社協】

#### 4-3 ボランティアの育成

##### <市民の取組>

- ・ボランティアの養成講座などを活用し、助け合いの意識を高め、具体的なボランティア活動につなげます。
- ・地域において手助けや支援を必要としている人がいることを知り、それを支援する活動にできる限り参加します。

##### 行政・社協の取組

##### ○ボランティアスクール・講座の充実

- ▶児童・生徒を対象としてボランティアの体験学習を開催するなど、ボランティアスクールの内容充実を図るとともに、市民のボランティアに対する関心を高め、活動に結びつけられるよう、経験年数や目的等、対象者に合わせたボランティア講座を開催するなどボランティア育成の充実を図ります。

【社協】

##### ○ボランティアセンターの充実

- ▶ボランティアのやり手と受け手が情報を共有して、需給調整が効果的に行われるようにボランティアセンターの機能を充実させ、地域の実情に応じたボランティア活動が展開されるよう支援します。また、市民一人ひとりに合った活動につなげるため、相談窓口の充実を図ります。

【社協】

##### ○市民活動全般に関する支援の充実

- ▶桑名市市民活動センターにおいて、NPOなどの市民活動に関する情報収集・発信、相談、人材育成・登録を通して活動を支援していきます。

【市（市民活動センター）】

#### 4-4 地域活動の推進

##### <市民の取組>

- ・自分の住んでいる地域のことに関心を持って、自治会等の地縁活動に積極的に参加します。
- ・身近な地域に困りごとを抱えた人や見守りが必要な人はいないか目を配ります。

##### 行政・社協の取組

##### ○自治会への加入促進

- ▶自治会等の地縁活動は住民同士の支え合いの基本となります。本市への転入手続き時の説明や集合住宅管理会社等への協力要請により、自治会への加入促進を図ります。

【市（戸籍・住民登録課、地域コミュニティ課）】

##### ○地域活動の担い手への支援

- ▶高齢化の進行などにより、地域活動の担い手が不足しているのが現実です。地域住民等が自分たちの住んでいる地域の課題に対する意識を高めることや、支え合いをはじめとして地域が主体的に取り組んでいくことを支援します。

【市（地域コミュニティ課、福祉総務課）、社協】

##### ○「通いの場」「ささえあい支援事業」等の拡充

- ▶地域住民が主体となり提供するサービス（シルバーサロンなどの「通いの場」、高齢者の軽易な困りごとの支援をする「ささえあい支援事業」等）の拡充を図ります。

【市（介護高齢課(介護予防支援室)）、社協】

##### ○地域住民主体の子育て支援の充実

- ▶子育ての不安や孤立を解消するために、地域住民主体の子育てサロン（サークル）を支援するとともに、住民主体の子育て支援サービスであるファミリー・サポート・センターや各種子育てボランティア活動への参加を促進します。

【市（子ども未来課）、社協】



## 5 地域活動拠点の整備

地域福祉活動拠点や、既存のボランティア活動を広く市民に周知するため、「見える化」を進めながら、各地域福祉活動の拠点において参加者が地域の課題を共有し、その解決策について話し合いができるような環境を整えます。また、専門職の関わりなどにより解決に向けた具体的な取組を支援します。

### 【具体的な施策・取組】

#### 5-1 地域における交流の場づくり

##### <市民の取組>

- ・祭りなど地域の伝統行事や既存の行事を大切にして、世代間交流を推進します。また、親子が一緒になって活動できる行事を考えます。
- ・地域住民が集まる場については、高齢者、障害のある人、子育て中の親子など、誰もが参加しやすい環境とすることに心がけます。
- ・地域活動の拠点として活用できる空き家、空き店舗などに関する情報を提供します。

##### 行政・社協の取組

##### ○世代間交流などの充実

▶地域住民と一緒に活動に関わることでつながりが生まれます。世代間交流などの機会を拡充することにより、身近な地域における世代を越えた関係づくりを進めます。また、これらの活動を住民同士の地域課題の共有の場としていきます。

【市（福祉総務課）、社協】

##### ○「通いの場」など地域住民が主体的に行う活動への支援

▶シルバーサロンをはじめ「通いの場」など地域住民が主体的に行う活動が、より多くの地域に広まり、多くの市民の参加が得られるよう、地域への働きかけ、立ち上げのための情報・ノウハウの提供等の支援を行います。

【市（介護高齢課(介護予防支援室)、保健医療課、福祉総務課等）、社協】

## 5-2 高齢者や障害のある人が活躍できる場づくり

### <市民の取組>

- ・地域に暮らす全ての人が、地域を支える大切な担い手であることを理解して、支え合いながら地域づくりを進めます。

### 行政・社協の取組

#### ○障害のある人の一般就労への理解促進

- ▶誰もが地域を支える担い手であるという地域共生の理念に基づき、障害のある人の生きがいや経済的基盤となる就労機会の拡大と安定が図られるよう、市内企業等に対して障害のある人の一般就労への理解を求めます。また、障害のある人の雇用義務制度などについての周知を図るとともに、障害のある人を雇用している企業や、企業で活躍している障害のある人の紹介を行うなど、企業、市民への理解促進に努めます。

【市（商工課、障害福祉課）】

#### ○幅広い分野での高齢者によるボランティアの促進

- ▶地域における保健福祉事業の展開にあたって、高齢者の協力を得ていくとともに、子どもの登下校の見守り、高齢者相互の見守りといった地域福祉はもとより、環境、観光など幅広い分野での高齢者によるボランティア活動を促進します。

【市（介護高齢課(介護予防支援室))、社協】

## 6 生活を守る移動・外出支援の確保

運転免許証を自主返納した人、バス停や駅までの移動が困難な人、介護タクシー等の制度の狭間で移動に困難を感じている人の生活の実態やニーズの把握に努め、高齢者、障害のある人、小さな子どもを抱えた親などの社会参加につながる移動支援やまちづくりのあり方について、地域福祉の視点で検討していきます。

### 【具体的な施策・取組】

#### 6-1 有効な移動・外出支援の検討

##### <市民の取組>

- ・移動や外出で困難を感じている人がいることを知り、地域住民の支え合いでできる支援を考えます。
- ・移動や外出に関する地域のニーズを把握し、関係機関・事業者との協働による解決策を検討します。

##### 行政・社協の取組

##### ○地域住民主体の移動支援活動の担い手の育成

- ▶「通いの場」応援隊など地域住民主体の移動支援活動について、現状や必要性の「見える化」を進めながら、できる限り多くの市民に担い手としての参加を求めます。

【市（介護高齢課(介護予防支援室)）、社協】

##### ○交通事業者との連携による利便性の高い運行体系や利用しやすい車両の普及

- ▶高齢者や障害のある人などが、安心して公共交通機関を利用できるよう、交通事業者との連携を強化し、利便性の高い運行体系や誰もが利用しやすい車両の普及などを促進します。

【市（都市管理課）】

##### ○地域福祉の視点での利用しやすい移動手段の検討

- ▶車による移動ができない人や移動に困難を感じている人の把握に努め、コミュニティバスの活用も含め、地域福祉の視点で、誰もが利用しやすい移動手段について検討します。

【市（都市管理課、福祉総務課）、社協】

## 6-2 誰もが外出しやすいユニバーサルデザインのまちづくり

### <市民の取組>

- ・施設等の整備によるハード面のバリアフリーのみならず、高齢者や障害のある人などが抱える困難を、全ての地域住民が自らの問題として認識し、その社会参加に積極的に協力する心のバリアフリーを進めます。
- ・日常生活を通じて把握している危険箇所などの情報を地域で共有します。

### 行政・社協の取組

#### ○ハード・ソフト両面におけるバリアフリーの推進

- ▶建物などハード面のバリア（障壁）を取り除くとともに「心のバリアフリー」の推進が必要です。「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」等関連条例等について、市民や事業者に周知を図り、市民と行政が一体となって社会的環境整備を進めていきます。

【市（障害福祉課、都市整備課）】

#### ○市民と行政の協働による道路等移動空間の改善

- ▶自治会や地域住民にも協力を求めて道路の危険個所を把握し、交通事故等を最小限に抑えられるように、市民と行政の協働による道路等移動空間の改善に努めます。

【市（都市整備課、土木課、アセットマネジメント課）】